

後払い決済についての新しい法規制を求める意見書

2026（令和8）年2月10日
東京弁護士会 会長 鈴木 善和

第1 意見の趣旨

1 後払い決済事業者について、消費者保護の観点から、新規立法又は割賦販売法の改正によって、少なくとも、下記の内容を骨子とする新たな法規制を設けるべきである。

記

- (1) 後払い決済事業者を登録制とし、行政機関（監督官庁）の監督のもとに置くこと。
- (2) 後払い決済事業者に対し、利用者について一定の与信審査を義務付けるとともに、支払能力を超えた多重債務が生じないよう信用情報機関を指定してその機関の情報を参考させる等して、支払能力を超えることとなる多数の後払い決済事業者を同時に利用できないよう規制すること。
- (3) 後払い決済事業者に対し、加盟店の審査・情報交換を義務付け、加盟店についての消費者からの苦情に対応させる制度を設けること。
- (4) 後払い決済事業者に対し、後払い決済利用者の本人確認を義務付けること。
- (5) このほか、抗弁の接続など、割賦販売法に準じて、実効性のある民事ルールを設けること。

2 携帯電話会社が提供するキャリア決済及び割賦販売法第35条の16第2項の二月払購入あっせんについても、後払い決済と同様の規制が行われるよう、関係法令を整備すべきである。

第2 意見の理由

1 本意見書における「後払い決済」の定義

本意見書での、後払い決済とは、特定の販売業者が販売する商品・権利の販売の代金又は特定の役務提供事業者が提供する役務の対価を、立替払い又は債権譲渡等の手法によって、当該販売業者又は当該役務提供事業者に交付をするとともに、当該商品・権利の売買又は当該役務の提供の契約を締結した時から2か月を超えない範囲内であらかじめ定められた時期までに当該商品の購入者又は当該役務の提供を受ける者から当該代金・対価を受領することをいうもの（ただし、携帯電話会社が提供するキャリア決済¹

¹ キャリア決済とは、大手携帯電話会社が提供しているサービスで、商品・サービスの購入代金を携帯電話料金や通信料金と合算して支払いをすることができる決済方法をいう。各キャリアのIDとパスワードを入力するだけで支払いができる、ECサイト（Electronic Commerce Siteの略称。インターネット上で商品やサービスを販売するウェブサイトをいう。消費者との間で、通信販売を行うものが多い。）などによく利用される。

及び割賦販売法第35条の16第2項の二月払購入あつせん²を除く。)と定義する。

また、本意見書では、後払い決済を行う事業者を後払い決済事業者という。

2 後払い決済の仕組みと現状

後払い決済とは、一般にBNPL³と呼ばれるもので、消費者が店舗やオンラインで商品やサービスを購入するときに、すぐに支払わずに、後で支払う仕組みのことである。2002年に登場したとされる。後払い決済は、消費者・販売店・後払い決済事業者の三者間の契約関係の中で決済が行われる。消費者が商品購入時に後払い決済を選ぶと、後払い決済事業者が立替金又は債権譲渡の方法で加盟店（販売業者）に代金を支払い、その後に後払い決済事業者が消費者に請求を行う。特に、商品の購入やサービスの提供の契約から2か月以内に決済が行われるものについては、与信規制等について割賦販売法の適用がなく⁴、貸金業法の適用についても疑問があることから、法規制が行われていない領域となっている。

後払い決済の利用方法は一般に簡易であり、オンラインで、名前、住所、電話番号、メールアドレスを入力するだけで利用できるものもある。請求書が発行されて、支払うものもある。利用限度額⁵はクレジットカードほど高くないが、一定の利用可能額（与信額）があり、商品が手元に届いた後で支払うことができ、審査がないので、クレジットカードを持たない消費者でも利用できることから、利用が増えてきた。だれでも気軽に使えることで、近年は、ECサイトにおける決済手段として広く利用されるようになり、電子商取引の拡大とともに急速に利用が拡大している。

矢野経済研究所の調査⁶によると、2023年度の後払い決済サービス国内市場規模は前年度比21.5%増の1兆5,317億円に達し、2028年度には約2兆8,000億円まで成長すると予測されている。

後払い決済の利用者は、若年層の利用率が比較的高いとされるものの、10代から70代以上まで幅広い世代で利用されている。購入する商品・サービスは、日常的な少額の商品（後払い決済で購入する商品は、衣類、健康食品・サプリメント等が上位となっている⁷。）が多いが、なかには比較的高額のものもある。病院・クリニックや電気・ガス等、後払い決済が利用できる事業者の業種・業態が拡大しており、自動車教習所やオンライン診療のほか、ハウスクリーニングやトイレ・水道管などの点検・修理サ

² 「二月払購入あつせん」とは、割賦販売法第35条の16第2項に定義されるサービスで、典型的なものはクレジットカードの翌月一括払いである。割賦販売法では、クレジットカード番号等の適切な管理の規制を受けるものの、与信に関する規制等は適用されない。

³ Buy Now Pay Later の略語であり、キャリア決済や二月払購入あつせん以外の一般的な後払い決済サービスを指すことが多い。文献の中には、契約から決済までの期間について特に定義されていない場合もあるが、本意見書においては契約から決済まで2か月以内のBNPLについて、「後払い決済」と定義することとしている。

⁴ 2か月を超えるものについては、現在、割賦販売法で規制されている。

⁵ 国民生活センターが2025年7月2日に発表した「増加し続ける後払い決済サービスが関連する消費者トラブル」の報告書（以下、「国民生活センター2025年報告書」という。）の2頁以下によれば、一般的には後払い決済の利用上限額は5万5000円としている後払い決済事業者が多いとされるが、これを上回る金額の商品・サービスについても後払い決済が利用される場合もある。

⁶ https://www.yano.co.jp/press-release/show/press_id/3755

⁷ 中間整理59頁。

ービスやリフォームなどの訪問を伴うサービス等でも利用されている⁸。

3 後払い決済の問題点

しかしながら、後払い決済については、2020年に独立行政法人国民生活センター（以下、「国民生活センター」という。）が行った特別調査⁹で、トラブルの相談が寄せられているとして課題が指摘され、その後も依然として相談件数が増加し続けていると報告されており、少なからぬ消費者被害が生じている。国民生活センターが2025年7月に発表した報告¹⁰をみても、消費者対応が十分ではない、消費者トラブルを起こす加盟店に関する情報を後払い決済事業者が積極的に把握していない、後払い決済が悪用されているケースがある等の問題点が浮かび上がっている。

内閣府消費者委員会が設置した「支払手段の多様化と消費者問題に関する専門調査会」も、2025年8月に発表した「中間整理」¹¹（以下、「中間整理」という。）の中で、「客観的事実として、後払い決済は非常に苦情が多い。」¹²として、国民生活センターの報告と似たような問題点を指摘している。

中間整理によれば、クレジットカードを含む広義の後払いサービスの利用者に対するアンケートの回答者の5.9%が支払えないなどの請求に気づいた経験があり、このうち後払い決済はクレジットカードに次ぐ23.9%を占めている。また、上記アンケートでは、支払えないなどの請求となった原因として「収入や預金の状況を把握・管理できていなかったから」（36.2%）や「限度額が反映される前に複数回の支払いを行ったため、限度額を超える金額での購入ができてしまったから」（29.8%）が挙げられている¹³。

支払不能となるほど使ってしまう背景としては、後払い決済の利用の簡易さがある。審査が利用者の入力した情報だけで行われるため、支払能力を超えた利用が起きやすく、多重債務のリスクが生じている。中間整理の指摘では、国民生活センター等の資料に基づくと、BNPLについては2024年度の相談件数が約5万件に上り、決済額ベースで比較するとBNPL（約1兆8,000億円）はコード決済（13兆5,000億円、相談5,500件）や電子マネー（6兆2,000億円、相談1万件）と比べて苦情率が高い¹⁴。

後払い決済が急速に拡大していることもあり、消費者問題に携わる相談関係者からは早急な法規制を求める声が上がっている。中間整理でも、

「消費者に与信=『借金を負わせる』という支払手段が、法規制のない状態であることを放置し得るかについて早急に検討をする必要がある。」¹⁵と

⁸ 国民生活センター2025年報告書3頁。

⁹ https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200123_1.html

¹⁰ https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20250702_1.html

¹¹ https://www.cao.go.jp/consumer/history/08/kabusoshiki/payment/doc/202508_payment_chukan.pdf

¹² 中間整理50頁。

¹³ 中間整理内参考資料5「支払手段の多様化等に関するアンケート調査（消費者向け）集計結果」13～14頁。

¹⁴ 中間整理59～60頁。

¹⁵ 中間整理61頁。

指摘している。

このように、後払い決済は市場の拡大が苦情・被害の増加を招く悪循環を生んでおり、消費者保護のための規制が求められる。

4 後払い決済の貸金業法・割賦販売法の適用の可否

貸金業法は、金銭の貸付けを対象とし、総量規制（年収の3分の1を超える貸付けの禁止、貸金業法第13条）や上限金利規制を定めるが、後払い決済への適用には議論がある。金融庁の「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」¹⁶の第3回の議事録¹⁷では、後払い決済の経済的な実質について貸金業法2条1項の「貸付け」概念に当たるかが議論され、「個別の実態に照らして貸金業に該当し得ると考えられるものもあると思われる」という指摘もあった。しかし、販売信用との区別が課題との指摘もあり、金融庁はBNPLを貸金業法の規制対象と認めるに至っていない¹⁸。

また、後払い決済は、割賦販売法の与信・加盟店調査等の規制の適用対象外である。割賦販売法の上記規制は、購入から商品代金の決済まで2か月を超えるものについて適用され、事業者に対し加盟店の調査義務や支払可能見込額の調査を課す。特に、同法施行規則では、収入や他の債務を確認する方法を詳細に定めている。しかし、後払い決済は支払期間を2か月以内に設定するので、割賦販売法の上記規制の適用がない。これにより、信用情報機関の利用をしなくともよくなり、登録制度による監督を受けないので、多重債務が発生しやすいリスクが生じる。

割賦販売法は、抗弁の接続などの民事ルールを備えるが、後払い決済にはこれらの適用がなく、救済が不十分となっている。

日本弁護士連合会の「電子的支払手段等の規律の在り方に関する意見書」（2022年3月）¹⁹では、「後払い決済などを念頭に、「電子的支払手段についても、仲介者に対し、悪質な取引に用いられることがないよう加盟店管理等の体制整備を求めるとともに、苦情に対して適切に対応するための体制整備も求めるべきである」（11頁）としている。一方、米国ではクレジット規制法である「貸付真実法」の適用に関しBNPLを信用取引相当と解釈し、2024年から紛争調査や払い戻しを義務付ける規制を打ち出した。日本でも、後払い決済に対する法規制を検討すべき時機である。

5 後払い決済の苦情及び被害の実情

後払い決済に関連した消費者からの苦情は急増している。前述の国民生活センター2025年報告書によると、後払い決済の相談件数（販売方法に問題がある件数）は、2021年度の1万4,555件から2024年度の4万3,964件へと約3倍に増えた²⁰。その被害の内容は、定期購入

¹⁶ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/shikin_kessaiseido_wg/shikin_kessaiseido_wg_index.html

¹⁷ https://www.fsa.go.jp/singi/kessaiseido_wg/gijiroku/20241024.html

¹⁸ 金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告書21頁の注で「BNPL (Buy Now Pay Later) 等の販売信用については、割賦販売法の枠組みの中での解決を検討していくべき問題との意見があった。」と記載された。

¹⁹ https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2022/220318_2.html

²⁰ 国民生活センター2025年報告書1頁。

の解約ができず請求が続いている、不正利用などであった。通信販売が96.7%を占め、契約金額5万円未満が94.9%（契約金額1万円未満が41.9%、同1万円以上5万円未満が53.0%）と少額ではあるが²¹、こうした取引を複数社で行い、債務が累積して多重債務化するケースもある。

中間整理では、前述のとおり、後払い決済の相談約5万件が他の決済手段を上回り、クレジットの利用を含む後払いサービスの利用者のアンケート調査では利用者の5.9%が支払えないほどの請求に気づいたと指摘されている。

支払不能のほかには、若年層や高齢者の被害が深刻で、覚えのない物品購入の請求を受け、商品が配送されて来なったという不正利用事例も報告されている。健康食品や化粧品等の「お試し」購入を勧められて、よく理解できぬうちに定期購入をさせられたというような苦情も頻発している。

解約手続きが完了したはずが請求が続くケースもあり、解約条件を事前に明示していないことが多いことに加え、消費者契約法等に従った対応の不備等が原因と考えられる。国民生活センターの報告では、70歳代の女性が美容液を初回割引で注文したところ、解約後も追加請求が発生したケースや、10代の高校生が自動車教習所の契約を解約したのに後から23万円の請求を受けたケースも報告されている。生活保護利用者が解約条件をよく理解できないまま月額4万円の定期購入をさせられた例も報告されている。

商品が届かず、販売者に十分連絡が取れない状態なのに、事業者も苦情を真剣に取り合わず、そのまま請求が続く事例も報告されている。

未成年者トラブルも増加し、高校生が親権者の同意がないままSNSの広告につられて美容用品を購入し、支払えなくなったケースも報告されている。高校生だけでなく、中学生の利用もみられ、未成年者の利用問題は深刻となっている。

国民生活センターの2025年7月報告によれば、2021年度～2025年度の相談件数（2025年5月31日までの登録分）を分析したところ、女性の相談87,034件のうち70歳以上が22,725件、男性の相談41,917件のうち70歳以上が12,967件と高齢者が多く²²、高齢者が悪質な取引の被害に遭うことが心配される。

これらの問題は、与信審査の不十分さに加え、後払い決済事業者による加盟店の調査の不足、悪質業者の排除の不徹底が原因とみられる。

不正利用では、第三者による氏名や住所の悪用で審査を通過し、SMSや請求書が突然届くケースがある。身に覚えのない請求を受け、商品が知らない場所に配送されたことがわかり、事業者に苦情を述べたが、事業者は対応せず、厳しい督促が来た、などである。こうした被害も、消費者対応の不十分な販売業者が加盟店になっている点が問題だと考えられる。

急速に拡大した後払い決済が便利さを優先するあまり、悪質な取引や不正

²¹ 国民生活センター2025年報告書7頁。

²² 同7頁。

利用を見逃し、消費者を追い詰めており、法規制が不可欠であることを示している。

6 事業者側の対応が十分でないこと

後払い決済事業者の対応は自主規制に依存している。日本後払い決済サービス協会は2021年に設立され、自主ルールで加盟店の審査やその情報の共有を定め、啓発活動も行っている。しかし、同協会は、一部事業者のみの加盟で、業界全体を代表していない。このため、同協会加盟社の後払い決済事業者から加盟店契約を解除された販売業者が別の後払い決済事業者の加盟店になり、引き続き消費者トラブルを発生させているケースもみられる²³。同協会の自主ルールが加盟店管理のみに偏っており、与信審査は各社に任せられているという問題もある。国民生活センターが同協会に調査の徹底を要望するものの実行が追いつかない面もみられるようである。業界の自主規制には限界があり、法規制の導入が不可欠である。

7 求められる法規制の内容

後払い決済のリスクを考慮し、消費者保護のための新たな法規制を設ける必要がある。現行法の仕組みを参考に、事業者の登録制度による監督を前提としながら、与信審査、加盟店管理、本人確認を義務付けるころが考えられる。以下、各規制の必要性と理由を説明する。

ア 登録制・行政ルール

まず、大前提として、後払い決済事業者を登録制とし、監督官庁の監督のもとに置く必要がある。その上で、法規制に対する違反については、現行の割賦販売法に準じた行政措置を適用し、制度の実効性を確保する必要がある。

イ 与信規制

消費者の支払不能、多重債務化のリスクを防ぐためには、利用者に対し一定の与信審査を義務付け、信用情報機関の情報を参照して多重債務を防止する規制が必要である。現在の後払い決済は審査が不十分で、支払能力を超えた利用を招く。

内閣府消費者委員会の専門調査会の前記中間整理では、「支払手段の多様化により、クレジットカードの審査に通らなくても利用可能な支払手段が提供されるようになっており、結果的に過剰な信用供与につながりやすくなっている。」²⁴という指摘があり、後払い決済がクレジットカードの審査に落ちる消費者にとっての代替サービスとなっている。このため、支払可能額に応じて事業者に利用限度額を決定させ、利用額が反映される前の連続的な利用や複数サービスの利用を制限することなどが考えられる。また、現状では、破産や任意整理など、債務整理の手続を行っている者も、後払い決済を利用できるので、こうしたことがないようにする必要もある。

このため、現行の割賦販売法に準じ、支払可能見込額の調査を義務付け

²³ 国民生活センター2025年報告書4～5頁。

²⁴ 中間整理11頁。

とともに、信用情報機関の利用を義務付けるべきである。現在の後払い決済では複数社のサービスを与信審査なしに利用できるため、多くのサービスを掛け持ちで利用して、全体の利用額が多額となり、支払いが困難になるケースもみられる。信用情報機関の情報を参照することを義務付け、複数サービスの同時利用等を制限すれば、これらの被害を減らせる。これにより、過剰与信を防ぐことができる。

ウ 加盟店規制

後払い決済事業者に対し加盟店の審査や情報交換を義務付け、消費者苦情対応制度を設ける規制が必要である。2020年の国民生活センターの報告では、加盟店調査の不足がトラブル対応の不十分さを生んでいることを指摘している²⁵。悪質な加盟店が放置され、消費者被害が増大することを防ぐ必要がある。

このため、割賦販売法に準じ、後払い決済事業者にも、加盟店調査を義務付けるべきである。また、加盟店が苦情に対応しない問題があるため、後払い決済事業者による苦情処理を義務化する必要もある。加盟店の情報の交換の義務化で、事業者サイドでのトラブル発生時の対応も充実させることができる。こうした規制を設けることによって、被害の予防が図られ、消費者が安心して後払い決済を利用できる環境が整備される。

エ 本人確認

未成年者の利用や「なりすまし」の利用の防止のため、後払い決済事業者に対し利用者の本人確認を義務付ける規制が必要である。簡易さが他人への「なりすまし」や未成年者の利用を助長している。なりすまし詐欺も、報告されている。対策としては、本人特定事項（氏名、住所、生年月日）の確認を義務付けるべきである。

中間整理でも年齢制限が事実上ないことの危険を指摘されており、本人確認の実施を義務付けることは急務である。

オ その他の規制

割賦販売法では、抗弁の接続などの民事ルールが定められている。個別の消費者被害の救済には、民事ルールの存在が解決に役立つことが多い。後払い決済においても、被害救済の実を上げるため、割賦販売法に準じる形での民事ルールの導入についても、真剣に検討すべきである。

8 キャリア決済や二月払い購入あっせんも同じ規制が必要

キャリア決済は、携帯電話料金と一緒に商品代金を支払う点に特徴があり、携帯電話の購入の際に本人確認がなされている。しかし、商品・権利の売買又は役務の提供の契約を締結した時から2か月を超えない範囲内であらかじめ定められた時期までに決済を行う点では後払い決済と同じであり、規制の穴を作らないようにするために、与信審査や加盟店管理等について後払い決済と同様の規制を及ぼすべきである。現に、弁護士が行う債務整理の実務では、キャリア決済の利用が所得が低い世帯の家計を圧迫していることが多く、キャリア決済の利用に頼って支払いが困難になるケ

²⁵ 国民生活センター特別調査「消費者トラブルからみる立替払い型の後払い決済サービスをめぐる課題」報告書8頁。

ースもみられる。中間整理でも「クレジットカードを延滞して利用停止になった消費者が、食品や日用品の購入のためにキャリア決済を利用している。（中略）クレジットカードとBNPLあるいはキャリア決済の併用による多重債務が問題になりつつある。」²⁶という指摘がなされている。このため、キャリア決済についても後払い決済と同様の与信等の規制を行う必要性が高い。なお、携帯電話料金と一緒に商品代金を請求する点など、キャリア決済については後払い決済とは異なる特有の問題もあるが、これについては後払い決済一般の規制とは別に別途付加して対策が必要であることを付言する。

二月払購入あっせんは、クレジットカードの翌月1回払いが典型的なサービスである。二月払購入あっせんには、割賦販売法のカード番号等の管理に関する規定が適用されるが、与信審査等の規制は対象外となっている。一般的なクレジットカードでは、二月払購入あっせんは包括信用購入あっせんと併用できるようになっており、包括信用購入あっせんに関して与信審査等についての割賦販売法の規制を受けるため、現在のところ大きな問題が生じていないようである。しかし、二月払購入あっせんは、2か月以内に後払いで決済を行う点では、後払い決済やキャリア決済と同じである。このため、二月払い購入あっせんについてだけ与信審査等の規制を行わないこととすれば、二月払い購入あっせんのみを行う業者が出現して、現在の後払い決済と同様の問題を引き起こす可能性があり、同じ規制を及ぼす必要性がある。

つまり、規制の穴を作らないようにするために、キャリア決済と二月払購入あっせんについても、関係法令を改正するなどして、後払い決済と同様の規制を行う必要がある。

なお、過渡的には、後払い決済、キャリア決済及び二月払購入あっせんについて、異なる法律の下で同じ内容の規制を行うこともありうるところである。しかし、本来的には、決済手段全体を見渡す規制法を早期に制定することが必要であり、そのための検討を早急に進めるべきである。

9　まとめ

以上のとおりであるから、当会は、国に対し、このところ苦情・相談が増大している後払い決済に関する消費者保護を図るために、割賦販売法を改正するなどして、後払い決済事業者を登録制とし、同事業者に対して、利用者の本人確認及び一定の与信審査を義務付けるとともに、加盟店の管理を義務付けて苦情に対応させる制度を設け、割賦販売法に準じた民事ルールに服せる等の新しい法規制を講ずるよう求めるとともに、キャリア決済及び二月払購入あっせんについても規制の穴が生じないよう、後払い決済と同様の規制を行うよう法令を整備すべきことを求めるものである。

以上

²⁶ 中間整理23頁。